## 第1回水産流通適正化法に係る 電子的な情報伝達手法等に関する検討会

2021.07.29



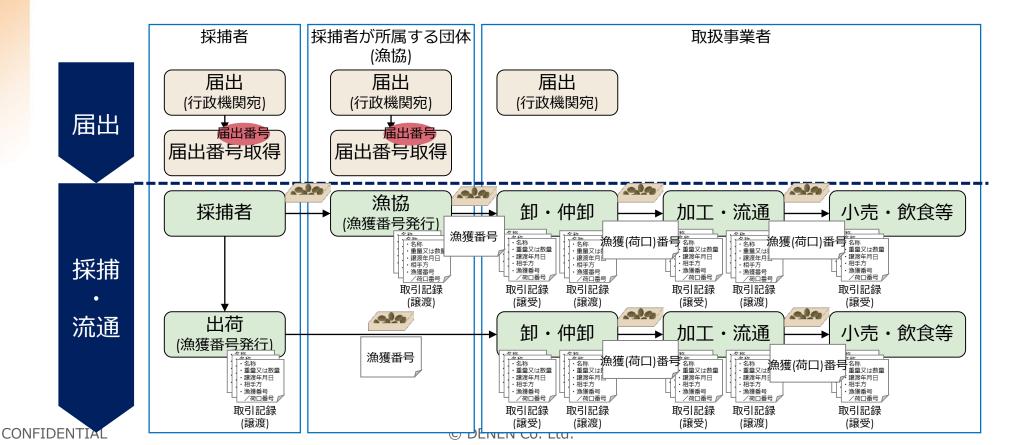
## I.イントロダクション

- 1. 水産流通適正化法について
- 2. 本協議会の目的
- 3. 今後の進め方
- 4. 各委員の紹介

## 1. 水産流通適正化法について

水産流通適正化法が2020年12月に公布され、公布の日から起算して2年 を超えない範囲内において施行されることとなりました。

本法律により、特定第一種水産動植物を取り扱う事業者等に対し、①行政機関への届出、②譲渡し時の漁獲番号等の伝達、③取引記録の作成・保存等が必要となります。



## 2. 本協議会の目的

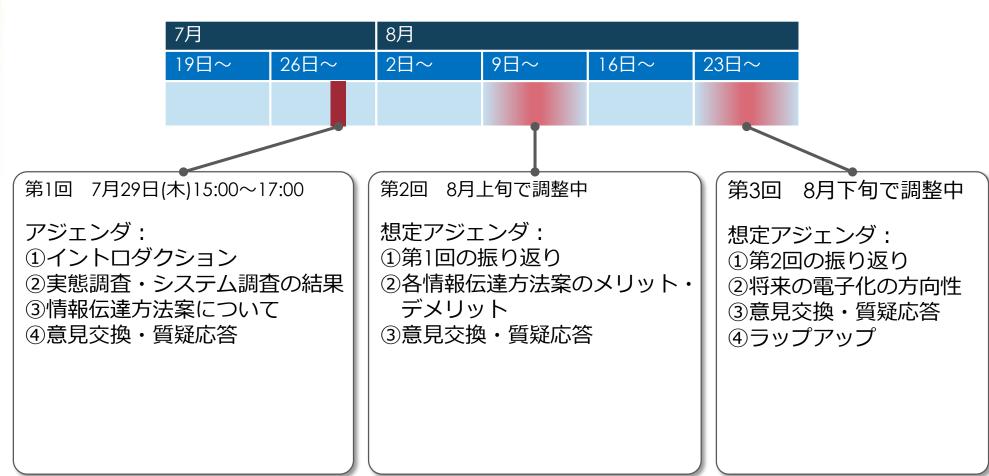
- 昨年12月に公布された水産流通適正化法により、新たに漁獲番号 等の伝達や取引記録の作成・保存が必要となりました。
- 水産物の流通については、取引伝票等の紙媒体を用いた取引が一般的に行われているため、本法に基づく義務の履行に当たっても、 既存の取引伝票等を活用した情報伝達の方策を基本として検討が進められています。一方、生産・加工・流通等の各事業者間で電子的 に連携していない現状のもと、情報伝達や取引記録の作成・保存等 に係る関係事業者の負担軽減策として、情報伝達等を電子的に行え るような方策についても検討することが不可欠です。
- そこで、本協議会では、関係事業者の御意見やシステム導入の実態を踏まえた上で、各事業者のシステム化に向けた共通語彙基盤やデータ標準等の検討も含め、関係事業者にとって負担の少ない将来的な情報伝達等の電子化の方策について検討を行うことを目的としています。

## (参考)

- ○国会における附帯決議
- 三 漁業者の届出、漁獲番号等の情報の伝達および取引記録の作成・保存等の制度の創設・運用に当たっては、関係する漁業者、漁業協同組合、流通・加工業者及び産地・消費地市場等の過度な負担とならないよう電子化等制度運用体制の整備に必要な支援を行うこと。
- ○規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)
- a 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律 (「水産流通適正化法」。令和2年法律第79号)の施行に向 け、各種手続について電子的な方法を標準とするために必要な 措置について、生産・加工・流通現場で利用されているシステ ムの状況を踏まえながら、専門家の意見も聴きつつ検討を行い、 各事業者のシステム化に向けた共通語彙基盤やデータ標準等の 検討を行う。

## 3. 今後の進め方

本協議会は、以下の日程、内容で実施することを計画しています。



CONFIDENTIAL

© DENEN Co. Ltd.

## 4. 各委員の紹介

本協議会には、下記の委員、オブザーバーの皆様にご参加いただきます。(敬称略)

参加者	参加者種別	氏名	所属	肩書	
	システム専門家	和泉 雅博	日本事務器株式会社	シニアマーケッター	
	関係事業者	関口 実	一般社団法人全国水産卸協会		
	関係事業者	竹葉 有記	全国水産物加工業協同組合連合会	代表理事専務	
	学識経験者	濱田 武士	北海学園大学教授	教授	
委員	システム専門家	堀籠 秀人	株式会社SJC		
	関係事業者	三浦 秀樹	全国漁業協同組合連合会	常務理事	
	システム専門家	村上 篤志	株式会社西日本情報システム	主任	
	関係事業者	山﨑 康弘	全国水産物卸組合連合会	副会長	
	関係事業者	湯山 一樹	株式会社イトーヨーカ堂	鮮魚部マーチャンダイザー	
		八木 信行	東京大学	教授	
			北海道漁業協同組合連合会		
			青森県漁業協同組合連合会		
			岩手県漁業協同組合連合会		
			千葉県漁業協同組合連合会		
			三重県漁業協同組合連合会		
オブザーバー			山口県漁業協同組合		
			北海道庁		
			青森県庁		
			岩手県庁		
			千葉県庁		
			三重県庁		
			山口県庁		

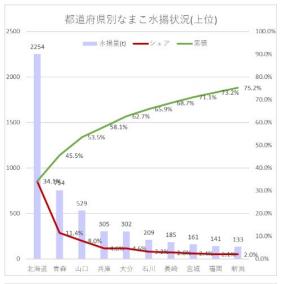
# Ⅱ.漁獲番号の伝達方法の検討にあたって

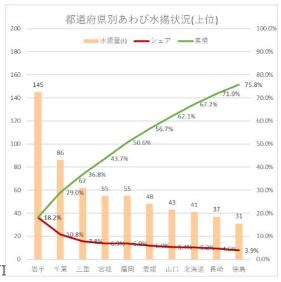
- 1. 産地市場の実態調査
- 2. 産地市場以降の関係事業者のシステム調査
- 3. 情報伝達方策案



## 1. 産地市場の実態調査(1)

## ナマコ、アワビの水揚上位3道県の各5つの産地卸売市場での取引方法、システム化の状況について実態把握を行いました。



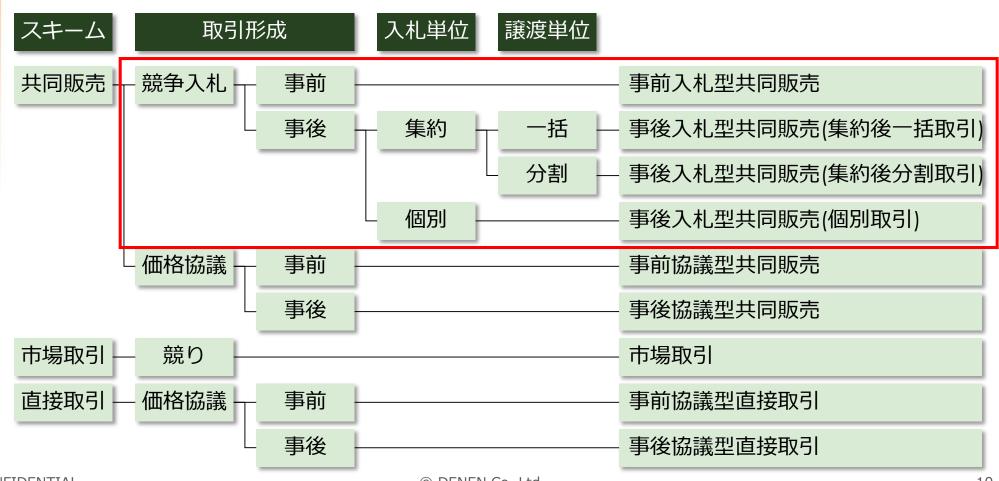


対象魚種	都道府県	漁協(支店、支所、事業所)	訪問	リモート	
			訪問日	依頼日	受領日
ナマコ	北海道	稚内漁協	6/2		
		枝幸漁協	Web 会議		5/25
		北るもい漁協		5/15	5/27
		石狩湾漁協		5/15	5/28
		森漁協		5/15	5/21
	青森県	蓬田村漁協	5/13		
		平内町漁協小湊支所	5/13		
		平内町漁協清水川支所	5/13		
		野辺地町漁協	5/13		
		むつ市川内漁協		5/15	5/21
	山口県	山口県漁協周南統括支店	5/27		
		山口県漁協吉佐統括支店		5/15	5/21
		山口県漁協本店		5/15	5/21
		山口県漁協長門統括支店		5/15	5/17
		山口県漁協はぎ統括支店		5/15	5/25
アワビ	岩手県	久慈市漁協	5/12		
		田老町漁協		5/15	5/24
		重茂漁協	5/12		
		船越湾漁協		5/15	5/21
		唐丹町漁協	5/11		
	千葉県	東安房漁協	4/21		
		鴨川市漁協	4/23		
		勝浦漁協	4/21		
		新勝浦市漁協	4/21		
		御宿岩和田漁協	4/23		
	三重県	鳥羽磯部漁協本所	5/21		
		鳥羽磯部漁協石鏡支所	5/21		
		鳥羽磯部漁協国崎漁協	5/21		
		三重外湾漁協波切事業所	5/17		
		三重外湾漁協和具事業所	5/17		



## 1. 産地市場の実態調査(2)

各地で行われている取引方法は以下のように分類できますが、 産地市場では競争入札形式の取引が行われる割合が多いという 結果になりました。



CONFIDENTIAL

## 1. 産地市場の実態調査(3)

各地で行われている取引情報の伝達方法を分類すると、以下のようなパターンがありました。

手書きを廃止している産地市場もありますが、受渡は全般的に 紙での手渡しもしくはFAXという状況です。

- ① 出荷時に取引情報をシステム入力して出力される仕切伝票、納品伝票、請求書等を買受業者にFAX、手渡し等する。
- ② 集荷・引渡時に受渡内容を荷受伝票、仕切書、受渡伝票等に**手書き** して、(漁業者、漁協、買受業者が写しを受け取り、)漁協はその情報 を**販売システム等に入力**する。
- ③ 県漁連共販用の受渡報告書に受渡内容を手書きして、買受業者、県漁連、漁協がそれぞれ**写しを受け取り**、漁協はその情報を販売システム等に入力する。
- ④ 入札後に取引情報をシステム入力して出力される納品伝票、仕切書 請求書等を買受業者にFAX、手渡し等する。
- ⑤ タブレットで行った入札の結果から仕切伝票等が出力され、業者に FAX、手渡し等する。

## DENEN

## 2. 産地市場以降の関係事業者のシステム調査(1)

産地市場以降の水産流通事業者が導入しているシステム調査と 市販されているシステムの調査を実施しました。

導入システム調査 (5月下旬~7月上旬)

#### 調査内容

調査対象となる企業において、伝票のための情報登録、伝票 発行に利用されているシステムの機能、漁獲番号伝達への対 応可否を確認。

#### 調査方法

- 対面でのヒアリング
- ・メール/FAX/郵送での調査票送付・回答受取

#### 調査対象

・実企業数46社。

産地市場仲買人8社消費地市場卸売業者10社消費地市場仲卸業者7社加工業者15社小売業者20社輸出業者10社システムベンダー6社

※複数業種に当てはまる企業が多数のため、重複カウントした。

市販システム調査 (6月中旬~6月下旬)

#### 調査内容

漁獲番号の伝達に利用できそうな市販のシステム製品の存在、概要の把握。

#### 調査方法

•Web検索等

#### 調査対象

Web検索でヒットしたものからの抽出

## 2. 産地市場以降の関係事業者のシステム調査(2)以下は、導入システム調査の調査票からの抜粋です。

**質問1** 特定第一種水産動植物(ナマコ、アワビ)の加工・流通・販売への関わり方について、あてはまるものを全てお選びください。←

関わり方↩	実施業務の例↩
□漁獲物、製品等の業者販売♀	注文の受付、漁獲物、製品等の出荷、引渡、代金の請求↩
□漁獲物、製品等の消費者販売↩	小売り、飲食店↩ -
□漁獲物、製品等の買受∈	発注、漁獲物、製品等の受取、代金の支払↩
□漁獲物、製品等の受託販売♀	漁獲物、製品等の集荷、引渡、取引の媒介(入札、競り、交渉等)←
□取引の決済に関わる業務の提供←	代金の請求、回収、支払、保証、手数料の徴収←
□漁獲物、製品等の輸出←	輸出証明取得、通関、検疫、 <u>船積</u> ↩

 $\leftarrow$ 

**質問2** 特定第一種水産動植物(ナマコ、アワビ)を入出荷する際の取引単位、状態について、あてはまるものを全てお選びください。←

			_
4	取引単位↩	状態↩	€
入	□重量(kg 等)←	□鮮魚・活魚←	4
荷	□個数(製品個体数等)←	□鮮魚・活魚(但し、部位一部分割または切除)↩	
時⋲	□個数(上記に該当せず、パック・袋数)←	□塩干・塩蔵←	
	□その他 ( ) ←	□調味料等添加(塩干物・塩蔵品除く)←	
		□その他( ) ←	
出	□重量(kg 等)←	□鮮魚・活魚←	4
荷	□個数(製品個体数等)←	□鮮魚・活魚(但し、部位一部分割または切除)↩	
時⋲	□個数(上記に該当せず、パック・袋数)←	□塩干・塩蔵←	
	□その他 ( ) ←	□調味料等添加(塩干物・塩蔵品除く)←	
		□その他( ) ←	

**質問3** 特定第一種水産動植物(ナマコ、アワビ)を入出荷する際に、現在取引先との間で授受している情報及び取引について記録(保存)している情報について、あてはまるものを全てお選びください。←

4	授受する情報←	情報の記録・保存←
大	□当該取引水産物(水揚・取引ロット、個体等)を特定する番号・記号←	□する↩
荷	□魚種(名称)↩	□する↩
一碗	□等級・ランク(大中小、キズあり、ヤセなど)←	□する↩
時(受領)←	□受け渡す漁獲物、製品の状態(活魚、鮮魚、塩干、塩蔵など)←	□する↩
1	□受け渡しの際の荷姿(タル、カゴ、ビニール袋、パック、缶詰、瓶詰、箱等)←	□する↩
	□取引年月日↩	□する↩
	□取引相手先名(法人名)↩	□する↩
	□その他【 】←	□する↩
出	□当該取引水産物(水揚・取引ロット、個体等)を特定する番号・記号←	□する↩
荷	□魚種(名称)↩	□する↩
一一	□等級・ランク(大中小、キズあり、ヤセなど)↩	□する↩
荷時(伝達)←	□受け渡す漁獲物、製品の状態(活魚、鮮魚、塩干、塩蔵など)←	□する↩
$\stackrel{\sim}{\mathbb{L}}$	□受け渡しの際の荷姿(タル、カゴ、ビニール袋、パック、缶詰、瓶詰、箱等)←	□する↩
	□取引年月日↩	□する↩
	□取引相手先名(法人名)↩	□する↩
	□その他【 ]←	□する↩

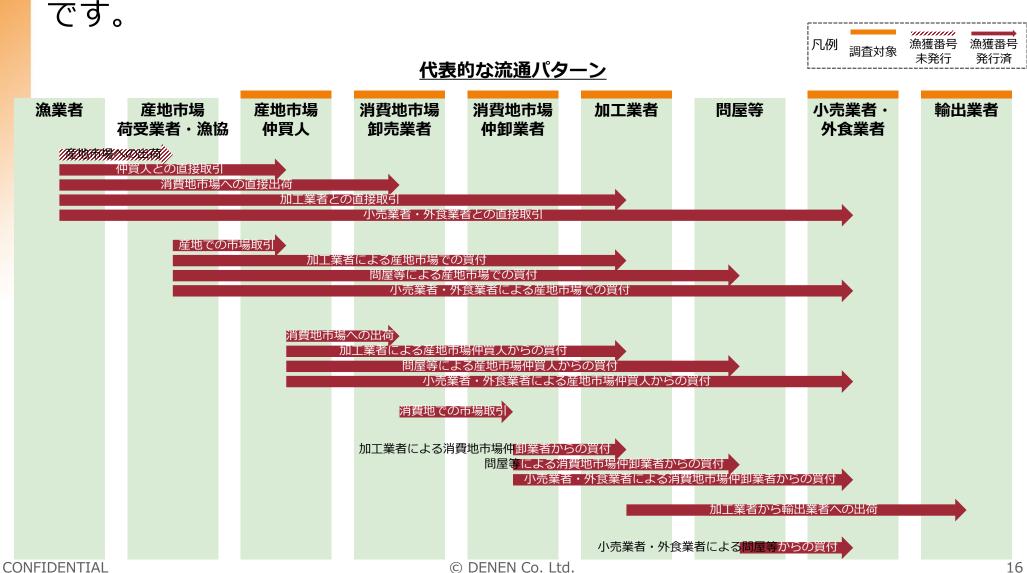
↓質問5 質問1~3でお答えいただいた業務において利用されているシステムについてお答えください。

					-		
システムの	関連す	る業務の	į			データの作成・保存方法↩	漁獲番号の伝達↩  ◆
名称・用途↩	販売↩	買受↩	受託	決済↩	輸出↩		<
/ベンダー↩			販売↩				
←	$\Box$	$\Box$		□-	$\Box$	□画面での入力←	□漁獲番号を入力すぐ
						□接続機器等からの入力←	る機能がある↩
						□システムの処理で生成↩	□代用できる入力項
						□他システムから取得↔	目がある↩
						□画面での入力←	□システム改修によ
						□その他【 】←	る対応が可能←
←					$\Box$	□画面での入力←	□漁獲番号を入力すぐ
						□接続機器等からの入力←	る機能がある↩
						□システムの処理で生成↩	□代用できる入力項
						□他システムから取得↔	目がある↩
						□画面での入力←	□システム改修によ
						□その他【    】←	る対応が可能↩

### DENEN

2. 産地市場以降の関係事業者のシステム調査(3)

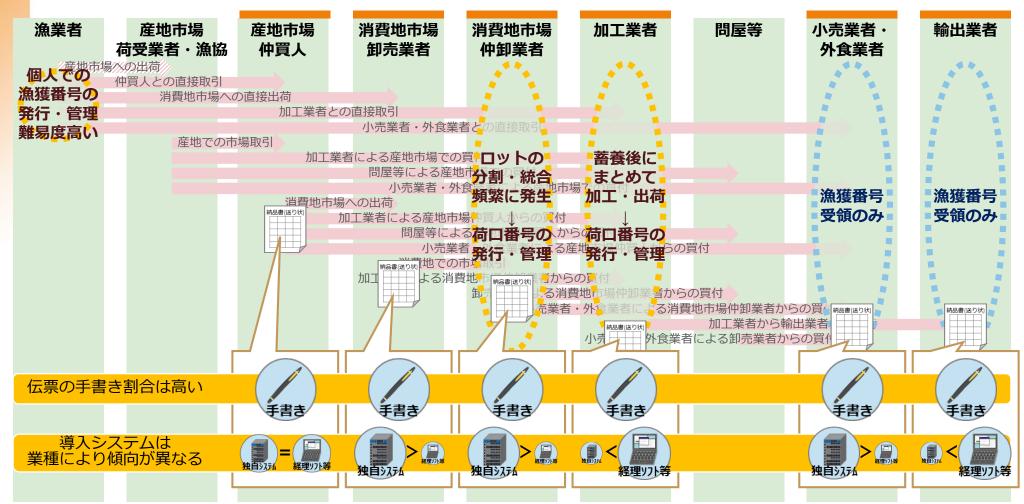
システム調査により把握された代表的な流通パターンは下図の通りです。



### DENEN

## 2. 産地市場以降のシステム調査(4)

業種によって漁獲番号の伝達について求められる対応や状況が異なり、企業規模と相関してシステム化状況が異なっているため、 伝達のための望ましい対応もそれぞれ異なると考えられます。



## 2. 産地市場以降のシステム調査(7)

漁獲番号の伝達に利用できそうな市販のシステム製品についても 調査を行いましたが、連携のための通信機能(EDI対応)を持つ製 品が限られていることに加え、それらの製品を全事業者が導入す ることは現実的ではないため、市販システムの導入によりただち に漁獲番号の連携を行うことは困難。

	H4 92	システム製品 リストアップ数	価格 (傾向)	連携の 即時実現	漁獲番号 対応	コメント			
汎用業務システム	経理ソフト、販売管理ソフトなど として市販されるシステム製品。 特定の業種に特化した機能は持た ない一方、カスタマイズ等が容易 記できる機能を持つものがある。	12製品	安価	×	$\triangle$	帳票カスタマイズ 機能等で漁獲番号 の伝達に対応でき る可能性が高い。 総コストが抑えら れる。			
水産業向け 業務システム	業務システムとして市販されるシステム製品のうち水産業の業務に 特化した機能を持つもの。 カスタマイズ性の高くない製品が 多いと見受けられる。	12製品	高価	×	×	漁獲番号の伝達の みで考えると、最 も適さない製品群。 高コストでの改修 が必要と思われる。			
EDI連携システム	流通業向けEDI標準でのシステム連携を行うための市販システム製品。 古い標準のJCA手順、近年の主流 になっている流通BMS(JX手順)に対 応した製品がある。	11製品 (2標準)	高価	×	Δ	漁獲番号の伝達を 組み込むことは容 易そうなものの、 導入コストが高価 になると予想され る。			

## 3. 現時点で想定される伝達方法

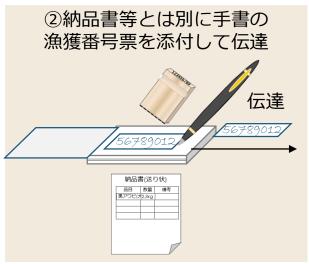
紙媒体 で伝達



#### 【制度の基本対応】

漁獲番号の記載:手書等が必要

取引記録の保存:納品書等をそのまま保存



#### 【伝票が翌日発行の場合等の対応】

漁獲番号の記載:手書等が必要

取引記録の保存:漁獲番号票を納品書等

に貼り付けて保存



#### 【令和2年度補助事業を活用した対応】

漁獲番号の記載:システム入力が必要

取引記録の保存:入力した者はシステム

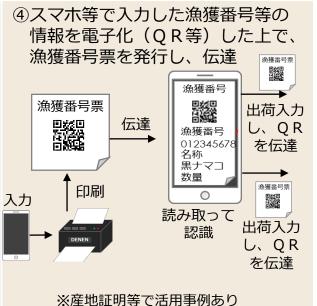
内に保存、受取側は納

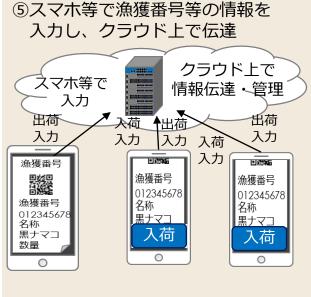
品書等を保存。

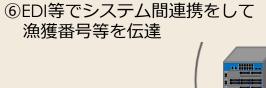
## 3. 今後考えられる電子的な伝達方法案

電子的な伝達方法の候補に挙がるのは、下記3つのいずれかに 類似した手法になると考えられます。

電子的 な伝達









※大手小売と取引先の間で活用事例あり。 ※EDI・・・各種取引データを通信回線を通じて 企業間等でやり取りする電子商取引システム。

- 手書が不要となる。
- QRコードを読み取ることで 簡易かつ正確に伝達が可能
- 手書が不要となる。
- 川上から川下まで正確な情報伝 達が可能
- 取引記録等がすべてクラウドに 保存される(紙での保存不要)
- 手書が不要となる。
- 川上から川下まで正確な情報 - 伝達が可能
- 取引記録等のシステム保存が 可能(紙での保存不要)

電子化の効果

3. 電子的な情報伝達方法案において考慮する視点

- 各事業者のシステム開発・改修の要否
- 各事業者の伝票様式の変更の要否
- 入出荷時の業務負担
- ロット統合時の業務負担
- 取引記録(名称、重量又は数量、取引年月日、 譲渡先、漁獲番号。価格の情報は含まない。) 作成・保存の電子化



## 伝達方法案についての討議

- 1. 漁獲番号伝達の電子化への対応について
- 2. 電子化にあたり考慮するべき視点を踏まえた各伝達方法案 に対するご意見・その他の方法についてのご意見